○国土交通省告示第三百二十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
四国横断自動車道阿南四万十線	徳島市川内町鈴江東一六番六から鳴門市大津町大代字東一五四八番二まで	平成二十七年三月十四日十五時

○東北地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	東松島市大塩字逆川二二番一から同市大塩字旗沢七八番三まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
〃	東松島市小松字上二間堀一四三番二から同市小松字明神下無番まで	〃

供用開始の期日　平成二十七年三月十三日

○東北地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県下閉伊郡山田町川向町六三番一から同町中央三一番九まで	前	一〇・八メートル～一二・九メートル	〇〇・二三一キロメートル
	後	一〇・八メートル～二八・二メートル	〇〇・二二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡山田町川向町六三番一から同町中央町三一番九まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十三日

○東北地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市嬉石町三丁目七八番一から同市松原町二丁目二二番二まで	前	一〇・七メートル～四八・八メートル	〇〇・六一一キロメートル
	後	一〇・七メートル～六三・七メートル	〇〇・六九四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市嬉石町三丁目七八番一から同市松原町二丁目三二番二まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十三日

○東北地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市大字平田第四地割一二番一二から同市大字平田第三地割四三番二まで	前	一四・〇～三七・三メートル	〇〇・三八六キロメートル
	後	二〇・二～四七・五メートル	〇〇・三八六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市大字平田第四地割一二番一二から同市大字平田第三地割四三番二まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十四日

○東北地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

東北地方整備局長　縄田　正